

用となっている。付加使用料については六十八世帯あり、そのうちの二割該当世帯の十五世帯、四割該当世帯の五十三世帯あるとの答弁がありました。全体の市営住宅は百六十一世帯あるわけですが、そのうちの四二・二三%の世帯への付加使用料を支払っている状況であるという答弁がありました。

続いて教育費を除く歳出の査定においては、委員より、市史編さん室借上り料五十六万七千円は三ヶ月分であるというところであるが、算定根拠を伺いたいとの質疑に對しまして、理事より、算定根拠は建物の家賃と光熱費、それから清掃費等々とすべて合算して借上り料として計上していると、こういうふうな答弁がございました。

次に教育費の査定においては、委員より、学校整備費の説明の中で入札差金との説明があったが、第二小学校、第六小学校、それから第一中学校の校庭工事、第三中学校のプールサイドの改良工事の四点について当初予算との差金と、そのパーセントを伺いたいとの質疑がありまして、理事より事業費の減による入札差金については第二小学校の除濕工事において百四十五万二千円が一九%、校庭改良工事においては二十二万円で一五%、第六小学校の

除濕工事においては百五十三万一千円で二・三五%、一中の校庭改良工事は七十六万円で四・二%、三中のプールサイド改良工事は二十五万五千円で三・七%であるとの答弁がありました。

さらに委員より、最近、教育臨調の審議の状況等がマスコミ等で取り上げられ各市町村行政でも活発な臨調論議がなされているところは周知のとおりであります。先般も町田市で先生がノイローゼ気味で逮捕されたという記事が新聞報道をされております。聞くところによると自宅待機の先生がいるというところがあるけれども、当市にもそのような先生がおられるのかどうかとの質疑に對しまして、教育長より、病気で休職中の先生が一人おられるが、部の教育委員会とも相談をしながら対処しているところである。指導力の高い先生が当市にはいないとは言えない。最近、父兄も非常に学校に関心が深くて、総じて校長―学校長以下教師も責任範囲が広く、それに耐えられない先生がいるのではないかと感じている。こういうふうな答弁がございました。さらに委員より、この近隣には校長を退職された先生方がおられると聞いておると、当市においては専門の相談委員が一名いるけれども、他市の状況

とか、あるいは人口等から見てももう一入ふやしていただきたい。こういうふうな要望がございまして、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 次に建設委員長 加藤謹之助君。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第八十五号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書書の朗読は省略させていただきます。(議案審査報告書) 別添参照

本案は一般会計補正予算第五号でありまして、歳出予算のうち建設委員会所管分の農林水産業費と住宅費を除く工不費であります。理事者より説明があった後に質疑に入りました。

委員より、緑化推進費の減額であるが、年々減額されているよう

だが、減額しないが緑化推進費の中で何の流用ができないうかとの質問に対して、理事者より、これは事前に防除した関係でアメリカシロヒトリも発生が少なかったため薬剤費等が余ったための減額である。予算の流用についてはなかなかむづかしい問題で他に流用することは目的が違うので減額した。また、全体に推進費が減っているのは樹林地増大助金の減額で樹林地が畑になったという関係で増大助金がおりないため減額になったとの説明がありました。

また委員より、何かもう少し計画を立て推進費を減らさないように努力してもらいたいという要望がありました。

お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 次に厚生委員長 仲村清信君。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君)

御指名がございましたので議案第ハ十五号の厚生委員会所管分について委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略していただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、駐留軍離職者等見舞い金について、この制度ができた当時と現在の社会情勢では大分異なっており、今後の検討すべき課題であろうと思う。現在、福生市には何名ぐらいおられるのかとの質問に対して、この問題は日本政府が昭和三十三年五月に駐留軍関係離職者等臨時措置法という法律を制定した。これは当時は時限立法ということであったが今日まで延び延びになつてきてある。

現在におまは一般の離職者と基地離職者の待遇に差があり論議になつてゐるところである。二十六市の中でもこの制度を六市においてはすでに廃止しているが、福生市におまは三百十七名が関係者として働いておられ

る。また、現在まで市の条例に基づいて見舞い金が支給されてきている。

現在の社会情勢から見て今後十分研究を怠っていないでいただきたいとの答弁がなされました。

また委員より、今回ゲートボール場を三カ所新設するが、これが完成すると総数で何カ所になるのか。また、これらの配分はどうなるかとの質問に対して、市内に十六カ所のゲートボール場ができることになる。現在約三百人の人がゲートボールを楽しんでおられる。配分についてはそのコートの近くの方々が利用することになり、運営管理については福寿会にお願ひし自主的にやっていただくとの説明がなされました。

また委員より、住宅扶助費はどのような基準で出しているかとの質問に対して、単身者は三万一千二百円、二人以上の場合には四万六千二百円となっている。福生市は五十五年十二月から一級地に指定されているのでその基準であるとの説明の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、 案由

直報告とされていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第八十五号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は各委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議ありませんので起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は各委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって議案第八十五号は、

各委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二議案第八十六号昭和五十九年度福生市

国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第八十六号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本審査直に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、葬祭費について当初百件を見込んだものが大幅にふえたのか。また、国保の収納状況はどんなふうであるのかとの質問に対して、葬祭小

費については被保険者の過去の死亡率と過去三年間にわたって推計して計上しているが、今年度においては六十歳以下の方の死亡が大変ふえており、ゼロ歳から四十歳までの方で四、五名の増加である。六十歳までの方をトータルすると十人の増になっている。また、これに伴って高齢者の方も前年度よりふえている。これが大きな理由である。

これと収納率ですが、現年度においては五六・二%で前年の同月比と比較しますと前年は五四・九%でしたので二%弱の伸びになっている。滞繰と合わせると前年は五二・六三で、今年度は五二・八六であるので〇・二三の伸びである。また、収納率は二十六市のうちトップの青梅市に次いで福生市が二番となっているとの説明の後、お諮りいたしましたところ、全議員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第八十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第三議案第八十七号昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第八十七号について委員報告をさせていただきます。

なおお手元に御配付の委員報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案委員報告書) 別添参照

本委員は昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算第四号でありまして、理事より内容説明があった後、質疑に入りましたが、委員より下水道の総水量が五百二十万六千トンという説明があったが、福生市の全家庭が供用開始とされ下水道に流入した場合の下水量はどのくらいになるかとの質問に對して、水洗化が100%完了した場合が大体月五万トンを年間六万トンと自家水の入りが百二十万トン程度が予想される。大体七万トン前後になると思うとの説明がありました。

また委員より、七万トンの水量の水が下水するのでは今後東京都の一部でもやってくるようだが、飲料水も雨次第で頼りになるのではないか、その点当局はどのようことを考へて干ばつに備える必要があるのではないか。その点当局はどのよう考へていくかとの質問に對して、いまの時点では計画はありませんが、確かに

水道の使用料というのにはある一面では文化生活のバロメーターであり年々需要量が増えつゝあり、水問題はこれから深刻になつてくるし将来の問題として考へなければならぬと思うとの説明がありました。

また委員より、こういう問題は早いうちに手を打たなければならぬ問題で関西の方面では積極的に取り組んでいるので研究してもらいたいとの要望があり、お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。
委員報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第八十七号について採決いたします。
本委員に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本委員長の報告により決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、委員長報告により可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第四議案第八十八号昭和五十九年度福生市受託

水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本委員会は建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹久助君登壇)

○建設委員長(加藤謹久助君) 御指名がございましたので議案第八十八号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本委員は昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算第三号でありまして、理事より内容説明があった後、質疑に入りましたが、委員より業務費の集金事務委託料の十九万円の減額であるが、現在、集金委託は何軒ぐらいいやっているか。また、この種のものはいくつ切りのえり振込みにするという考えはないのかとの質問に対して、集金委託料は福生全体で十一月末で一千八百八十九軒もあり非常に効率が悪く何回も家庭を訪問して集金しているのが今回の組合で集金委託は廃止しようと思う。また多摩村等の方からも集金委託は廃止したいという要望もあり、十二月をもって集金方法について廃止していきたいと思うとの説明がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案により可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上が質疑、疑は終わります。

これより議案第八十八号について採決いたします。

本会下に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会下は委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は、委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第五陳情第五十九一号国立病院・療養所存

置に関する陳情書を議題といたします。

本件については厚生委員会に委付を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○議長(田村市郎君)

御指名がござりましたので陳情第五十九一号につきまし

て委員会における委付の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の委付報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情委付報告書朗読) 別添参照

本件の陳情は五十九年三月の定例会に提出され、当委員会に付託されたものであり、六回にわたり委付をいたしました。

委付の過程において委員より、国立病院・療養所は今日まで営利を目的とせずに、地域の医療に對して大きな役割を果たしてきました。今回、政府の行革の中でこの病院の統合や移譲、縮小をやりたいと言っているが、これは財政再建の名のもとに国民に不利を押しつけようとするもので納得でない。したがって採決すべきであるとの意見が出されました。

また委員より、本件の整理合理化という点について、臨時行政調査会において五月二十五日に出されてあり、整理合理化を図っても医療の低下はないと思う。福祉先進国と言われている欧米諸国が出口のない赤字財政になつてゐる今日、日本においても大きな赤字国債を抱えており、この赤字行

けは非常に憂慮すべき事態になる。したがって政府の行政改革の方針を理解し国立病院・療養所の健全運営のためにも民間活力を導入して改善していくべきであるとの趣旨から本件は不採択とすべきであるとの発言が出されました。

したがって最終的には起立によって採決いたしましたところ、採決に賛成は少数であり陳情第五十九一号については不採択とすることに決定いたしました。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださるようお願ひ申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより陳情第五十九一号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第五十九一号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立少数であります。よって陳情第五十九一号は、

委員長の報告どおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第六 福生市選挙管理委員会委員の選挙

を行ないます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名

推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することに御異議ありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議長において指名

することに決定いたしました。

それでは福生市選挙管理委員会委員として

吉岡喜代造君 坂手昌一君

大谷光利君 平原治作君

の四名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した四名を福生市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました

吉岡喜代造君 坂手昌一君

大谷光利君 平原治作君

の四名が福生市選挙管理委員会委員に当選されました。

○議長(田村市郎君) 日程第七福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については順位を定の議長において指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって順位を定の議長にお